令和２年度第９回五島市農業委員会総会会議議事録（公表用）

開会日時	令和２年１１月２４日　午後２時００分							
閉会日時	令和２年１１月２４日　午後４時１５分							
場所	五島市役所新本館３階会議室							
農業委員出席委員（１６名）	１	南　忠明	２	出口　幸博	３	山﨑　早苗		
	５	荒木　富男	６	今里　誠一	７	中村　耕二	８	山本　実雄
			１０	古里　善秀	１１	寺脇　八夫		
	１３	上村　孝幸	１４	角田　隆章	１５	尾崎　初雄	１６	本村　元
	１７	寺坂　誠一	１８	林　賢市	１９	山田　勝久		
欠席委員（３名）	４	平田　光昭	９	小林　善孝	１２	長尾　五男		
推進委員出席委員（一名）								
欠席委員（一名）								
署名委員	１０	古里　善秀	１４	角田　隆章				
事務局	事務局長：田脇栄二　次長兼農地係長：津渡俊和　主査：阿野舞子　事務職員：伊東瑞樹 会計年度任用職員：井川勝博							
	分室　富　江：伊賀紀子主幹　三井楽：大坪頼実主査　奈留：村木博信係長 岐　宿：月川美香主査　玉之浦：平田華子主事							

	議　　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 51 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可　　決
	議案第 52 号	農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 53 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 54 号	五島農業振興地域整備計画変更（農用地区域の編入・除外）に係る意見について	可　　決
	議案第 55 号	農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 56 号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について	可　　決
	議案第 57 号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可　　決
	議案第 58 号	保安林指定に係る農業委員会の意見について	可　　決
	議案第 59 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決

＝午後 2 時 00 分　開会＝

□事務局長

それでは、令和 2 年度第 9 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせていただきます。

本日は、4 番平田光昭委員、9 番小林善孝委員、12 番長尾五男委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19 名中 16 名となります。

よって、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

○議長

皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、令和 2 年度第 9 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

〇議長
　それでは、議案第51号　農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　1ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第3条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。
　耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。
　権利移動に係る許可要件ですが、第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。以上です。

〇議長
　それでは、議案第51号の1番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　3ページをご覧ください。
　議案第51号
　1番　権利　　：所有権移転　有償　売買価格は〇〇〇〇円
　　所在　　：〇〇町〇〇〇〇番　畑1筆　995㎡
　　譲渡人　：福岡県筑紫野市〇〇〇〇番17号　〇〇〇〇　無職
　　譲受人　：〇〇町〇〇〇〇番地1　〇〇〇〇　農業
　　譲渡理由：福岡県に定住するので売却したい。
　　譲受理由：譲り受けて経営規模を拡大したい。

　11月17日、〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇議長
　議案第51号の1番について質疑を行います。質疑はございませんか。
　　－質疑応答：なし－

〇議長
　では、採決いたします。議案第51号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
　　－賛成委員は挙手－

〇議長
　出席委員の過半数に達しています。よって、議案第51号の1番は許可されました。

〇議長
　次に、議案第51号の2番を審議いたします。なお、議案第51号の2番1及び2番2につきましては、新規就農に関するもので、一括して審議を行います。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第51号
2番1　権利　　：所有権移転　無償　贈与
所在　　：〇〇町〇〇〇〇番1　畑、外畑1筆　合計2筆　3,899㎡
譲渡人　：〇〇町〇〇〇〇番地　　〇〇〇〇　農業
譲受人　：〇〇町〇〇〇〇番地2　　〇〇〇〇　農業
譲渡理由：帰郷した妻の弟が農業を開始することになったので譲渡したい。
譲受理由：農地を譲り受けて農業を開始したい。

2番2　権利　　：使用貸借権
所在　　：〇〇町〇〇〇〇番　畑、現況は樹園地　1,166㎡
譲渡人　：〇〇町〇〇〇〇番地　　〇〇〇〇　農業
譲受人　：〇〇町〇〇〇〇番地2　〇〇〇〇　農業
譲渡理由：帰郷した妻の弟が農業を開始することになったので貸したい。
譲受理由：他に取得する農地と借り受ける申請地とで農業を開始したい。

11月17日、〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇議長
議案第51号の2番1及び2番2について質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

〇議長
では、採決いたします。採決は一括して行います。議案第51号の2番1及び2番2を許可することにご賛成の方は挙手願います。
－賛成委員は挙手－

〇議長
出席委員の過半数に達しています。よって、議案第51号の2番1及び2番2は許可されました。

〇議長
次に、議案第51号の3番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
4ページをご覧ください。
議案第51号
3番　権利　　：所有権移転　無償　贈与
所在　　：〇〇町〇〇〇〇番1　田、外田6筆、畑4筆　合計11筆　16,654㎡
譲渡人　：〇〇町〇〇〇〇番地第1　〇〇〇〇　無職
譲受人　：〇〇町〇〇〇〇番地2　　〇〇〇〇　会社員兼農業
譲渡理由：後継者に譲渡したい。
譲受理由：譲り受けて経営規模を拡大したい。

11月17日、〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条

第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇議長
議案第 51 号の 3 番について質疑を行います。質疑はございませんか。
ー質疑応答：なしー

〇議長
では、採決いたします。議案第 51 号の 3 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
ー賛成委員は挙手ー

〇議長
出席委員の過半数に達しています。よって、議案第 51 号の 3 番は許可されました。

〇議長
次に、議案第 51 号の 4 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
議案第 51 号
4 番　権利　　：所有権移転　有償　売買価格は〇〇〇〇円
所在　　：〇〇町〇〇〇〇番 1　田　6,083 ㎡
譲渡人　：〇〇町〇〇〇〇番地　　〇〇〇〇　農業
譲受人　：〇〇町〇〇〇〇番地 5　　〇〇〇〇　農業
譲渡理由：譲受人の要望による。
譲受理由：当該地を譲り受けて農業経営規模を拡大する。

11 月 17 日、〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇議長
議案第 51 号の 4 番について質疑を行います。質疑はございませんか。
ー質疑応答：なしー

〇議長
では、採決いたします。議案第 51 号の 4 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
ー賛成委員は挙手ー

〇議長
出席委員の過半数に達しています。よって、議案第 51 号の 4 番は許可されました。

〇議長
次に、議案第 52 号　農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について、を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
議案説明の前に農地法第 4 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明し

ます。5から6ページをご覧ください。
　農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。
　許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。
　立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。
　市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。
　また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。
　一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

　それでは、7から8ページの議案第52号の1番をご説明いたします。
　所　在　：〇〇町〇〇〇〇番3　畑　39㎡
　　〇〇町〇〇〇〇番2　畑　216㎡
　　〇〇町〇〇〇〇番3　畑　55㎡
　　〇〇町〇〇〇〇番2　畑　2㎡
　　〇〇町〇〇〇〇番2　畑　52㎡
　　〇〇町〇〇〇〇番2　畑　283㎡
　　〇〇町〇〇〇〇番3　畑　370㎡　合計7筆　1,017㎡　第2種農地
　申請人　：〇〇〇〇丁目〇番〇号　〇〇〇〇
　転用目的：住宅用地・道路用地
　申請事由：平成8年当時に島内、島外の農業経営を希望する者向けに貸家を3棟及び倉庫を2棟並びに車庫を3棟建設し、また、進入路として利用している。

　本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20年以上引き続き非農地である土地であります。原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。

　申請地は、〇〇〇〇から約495mに位置する第2種農地で、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。
　申請地は、現状のまま利用し、転用が完了して今日まで土砂等の流失や崩壊は無く、近隣農地とは、十分な距離を設け、建物を平屋建てとすることにより、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水処理は、くみ取り式です。また、生活雑排水は側溝に放流することとなっております。本案は、市役所の支所等からおおむね500m以内の区域内にある第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。以上です。

〇議長
　次に、議案第52号に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長（〇〇〇〇）

〇〇地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第52号の1番について、当協議会は去る11月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第52号の1番
所　在　：〇〇町〇〇〇〇番2　外6筆
申請者　：〇〇〇〇
転用目的：住宅用地及び道路用地

本案の申請地は、〇〇〇〇から495mに位置する第2種農地であります。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地及び道路用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第4条の農地転用許可基準により、本案は許可相当とすべきものと決しました。
以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長
〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

〇議長
質疑を終わり、採決を行います。議案第52号に対する〇〇地区協議会会長の報告は、許可相当であります。報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
－「異議なし」という発言あり－

〇議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は許可相当と決しました。

〇議長
次に、議案第53号　農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について、を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
9から10ページをご覧ください。農地法第5条の参照条文につきましては、農地法第4条の参照条文で説明したとおりでございますので省略いたします。

それでは、11ページをご覧ください。議案第53号の1番をご説明いたします。
権　利　：売買による所有権移転です。売買価格は不明です。調べてみたところ、申請者からの回答があっておりません。再調査中です。
所　在　：〇〇町〇〇〇〇番8　畑　52㎡　第3種農地
譲渡人　：〇〇町〇〇〇〇番地7　〇〇〇〇
譲受人　：大阪府堺市北区〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地22　〇〇〇〇
転用目的：住宅用地
申請事由：昭和59年7月に農地転用の許可を得て〇〇町〇〇〇〇番地6の土地に住宅を建設したが、その後土地の境界線の誤認により建物の一部が許可を得ていない同町〇〇番8の農地に及んでいることが判明したため。

本案は、転用目的が個人住宅を建築したものの、土地の境界線の誤認により、建物の一部が許可を受けていない農地に及んだものです。原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。

申請地は、〇〇〇〇から南へ約 170mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で第 1 種低層住居専用地域に用途設定された第 3 種農地であります。次に配置図についてご説明いたします。
申請地は、現状のまま利用し、転用が完了して今日まで土砂等の流失や崩壊は無く、近隣農地とは、十分な距離を設けることにより、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。また、〇〇町〇〇〇〇番 6（宅地）165.53 ㎡を事業併用地として利用します。雨水排水は敷地内で自然流下及び既存側溝に放流とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流することとなっております。

次に 12 ページをご覧ください。議案第 53 号の 2 番をご説明いたします。
権　利　：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇〇〇円です。
所　在　：〇〇町〇〇〇〇番 5　畑　308 ㎡　第 2 種農地
譲渡人　：太宰府市〇〇〇〇番〇号　〇〇〇〇
譲受人　：〇〇町〇〇〇〇番地 5　〇〇〇〇
転用目的：住宅用地
申請事由：現在は、借り家住まいのため申請地を譲り受け自宅を新築したい。

申請地は、〇〇〇〇から北へ約 130mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。
申請地は、現状のまま使用し、隣接土地とは、擁壁を設置することにより土砂等の流失の恐れはないと思われます。近隣の農地と十分な距離を取り、建物の高さを加減することにより日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。雨水排水は敷地内で自然流下及び水路放流とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。本案は、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、13 ページをご覧ください。議案第 53 号の 3 番をご説明いたします。
権　利　：贈与による所有権移転です。
所　在　：〇〇町〇〇〇〇番 16　田　458 ㎡　第 2 種農地
譲渡人　：〇〇町〇〇〇〇番地第 2　〇〇〇〇
譲受人　：〇〇町〇〇〇〇番地 3　〇〇〇〇
転用目的：農家住宅用地
申請事由 ：現在、借家住まいのため申請地を譲り受け農業後継者として自宅を新築する。

申請地は、〇〇〇〇から南に約 750mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。
申請地は、盛土を最高 1.05mの造成工事を施工し、土地の境界に擁壁を設置することにより、土砂等の流失の恐れはないと思われます。近隣農地とは、十分な距離を設け、建物の高さを加減することにより、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。雨

水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、水路に放流する計画となっております。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、14 ページをご覧ください。議案第 53 号の 4 番をご説明いたします。
権　利　：使用貸借による 20 年間の所有権設定です。
所　在　：〇〇町〇〇〇〇番 12　畑　515 ㎡　第 2 種農地
譲渡人　：〇〇町〇〇〇〇番地　　〇〇〇〇
譲受人　：〇〇町〇〇〇〇番地 2　〇〇〇〇
転用目的：住宅用地
申請事由：現在、借り住まいのため申請地を譲り受け自宅を新築したい。

申請地は、〇〇〇〇に隣接し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。
申請地は、現状のまま利用し、土地の東側境界にブロック塀を設置することにより、土砂等の流失の恐れはないと思われます。近隣農地とは、十分な距離を設け、建物の高さを加減することにより、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。
また、転用目的が一般個人住宅の場合、転用面積の上限の目安を 500 ㎡としますが、本案件の転用面積は、515 ㎡で 15 ㎡超えています。理由として東側境界部分を別棟の住宅と倉庫への進入路が 26 ㎡必要であり住宅建設敷地の有効利用面積が 489 ㎡となります。
雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、15 ページをご覧ください。議案第 53 号の 5 番をご説明いたします。
権　利　：使用貸借による 20 年間の所有権設定です。
所　在　：〇〇町〇〇〇〇番 13　畑　161 ㎡　第 2 種農地
譲渡人　：〇〇町〇〇〇〇番地　〇〇〇〇
譲受人　：〇〇町〇〇〇〇番地　〇〇〇〇
転用目的：道路用地
申請事由：昭和 46 年頃に祖父が通路として違反転用し、現在も利用している。

本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20 年以上引き続き非農地である土地であります。原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。

申請地は、〇〇〇〇に隣接し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。
申請地は、現状のまま利用し、転用が完了して今日まで土砂等の流失や崩壊は無く、コンクリート敷きの道路として利用しているので、近隣農地への日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。雨水排水は、敷地内で自然流下とします。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であ

り、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

最後に、16 ページの議案第 53 号の 6 番をご説明いたします。
権　利　：使用貸借による 30 年間の所有権設定です。
所　在　：〇〇町〇〇〇〇番 1　畑　47 ㎡
　　〇〇町〇〇〇〇番 3　畑　 9 ㎡　　合計 2 筆　56 ㎡　第 2 種農地
譲渡人　：〇〇町〇〇〇〇番地 1　〇〇〇〇
譲受人　：〇〇〇〇丁目〇番〇号　〇〇〇〇
転用目的：道路用地
申請事由：昭和 58 年頃から道路として違反転用し、現在も利用している。

本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20 年以上引き続き非農地である土地であります。原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。

申請地は、〇〇〇〇から約 495mに位置する第 2 種農地で、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。
申請地は、現状のまま利用し、転用が完了して今日まで土砂等の流失や崩壊は無く、コンクリート敷きの道路として利用するので近傍農地への日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。雨水排水は、敷地内で自然流下とします。本案は、市役所の支所等からおおむね 500m以内の区域内にある第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。以上です。

〇議長
次に、議案第 53 号に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑はそれぞれ、地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 53 号の 1 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長（〇〇〇〇）
〇〇地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第 53 号の 1 番について、当協議会は去る 11 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 53 号の 1 番
所　在　：〇〇町〇〇〇〇番 8
申請者　：〇〇〇〇
転用目的：住宅用地

本案の申請地は、都市計画区域内の第 1 種低層住居専用地域に用途設定された第 3 種農地であります。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 5 条の農地転用許可基準により、本案は許可相当とすべきものと決しました。
以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長
　○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
　　－質疑応答：なし－

○議長
　続きまして、議案第53号の2番及び3番に対する○○地区協議会会長代理の報告を求めます。

□○○地区協議会会長代理（○○○○）
　○○地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。
　ただいま議題となりました、議案第53号の2番及び3番について、当協議会は去る11月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

　議案第53号の2番
　所　在　：○○町○○○○番5
　申請者　：○○○○
　転用目的：住宅用地

　議案第53号の3番
　所　在　：○○町○○○○番16
　申請者　：○○○○
　転用目的：農家住宅用地

　議案第53号の2番の申請地は、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地で市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であります。議案第53号の3番の申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にある第2種農地であります。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地及び農家住宅用地としての転用許可申請は、やむを得ないと認められ、農地法第5条の農地転用許可基準により、2番及び3番は許可相当とすべきものと決しました。
　以上で○○地区協議会の報告を終わります。

○議長
　○○地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
　　－質疑応答：なし－

○議長
　続きまして、議案第53号の4番及び5番に対する○○地区協議会会長の報告を求めます。

□○○地区協議会会長（○○○○）
　○○地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。
　ただいま議題となりました、議案第53号の4番及び5番について、当協議会は去る11月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

　議案第53号の4番
　所　在　：○○町○○○○番12

申請者　：〇〇〇〇
転用目的：住宅用地

議案第53号の5番
所　在　：〇〇町〇〇〇〇番13
申請者　：〇〇〇〇
転用目的：道路用地

4番及び5番の申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にある第2種農地であります。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地及び道路用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第5条の農地転用許可基準により、4番及び5番は許可相当とすべきものと決しました。
以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長
〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

〇議長
続きまして、議案第53号の6番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長（〇〇〇〇）
〇〇地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第53号の6番について、当協議会は去る11月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第53号の6番
所　在　：〇〇町〇〇〇〇番1　外1筆
申請者　：〇〇〇〇
転用目的：道路用地

本案の申請地は、〇〇〇〇から495mに位置する第2種農地であります。周辺の農地等に影響は無く、道路用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第5条の農地転用許可基準により、本案は許可相当とすべきものと決しました。
以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長
〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

〇議長
質疑を終わり、採決は一括して行います。議案第53号の1番から6番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
－「異議なし」という発言あり－

〇議長
　ご異議なしと認めます。よって、議案第53号1番から6番は許可相当と決しました。

〇議長
　次に、議案第54号　五島農業振興地域整備計画変更（農用地区域の編入・除外）に係る意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　17ページをお開き下さい。五島市農業振興地域整備計画変更、農用地区域の編入・除外に関する関係条文を要約してご説明いたします。
　農業振興地域の整備に関する法律施行規則の中で、市町村が行う農業振興地域整備計画を策定または変更しようとするときは、農業委員会の意見を聴くものとする、となっております。
　また「市町村農業振興地域整備計画の管理要領」の農用地利用計画の変更判断基準に基づき、農用地区域内の土地を農用地区域から除外する変更の可否の判断に当たっては、
① 農用地等以外にすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地をもってかえることが困難と認められること。
② 農用地の集団化、農作業の効率化その土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
③ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
④ 土地改良の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
⑤ 土地改良事業等が、完了後8年を経過しているものであること。
以上5つの要件に留意することになっています。続いて、議案の説明をいたします。

18ページをご覧下さい。
議案第54号
1番　申　出　人：〇〇町〇〇〇〇番地
　　有限会社〇〇〇〇　代表取締役　〇〇〇〇
　利　用　者：有限会社 〇〇〇〇
　土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番イ　畑、外4筆　5筆合計8,651㎡
　編入の目的：農地
　編入の理由：現在は野菜を作付けしており、「中山間地域等直接支払交付金事業」に取り組みながら農地として管理していくため編入したい。とのことです。

20ページをお開きください。
2番　申　出　人：〇〇町〇〇〇〇番地3　〇〇〇〇
　利　用　者：〇〇〇〇
　土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番2　　田、外3筆　4筆合計11,637㎡
　編入の目的：農地
　編入の理由：現在は飼料作物を作付けしており、「中山間地域等直接支払交付金事業」に取り組みながら農地として管理していくため編入したい。とのことです。

21ページをご覧ください。
ここで、訂正をお願いします。利用者の欄「〇〇〇〇」を20ページと同じ「〇〇〇〇」に訂正をお願いします。

3番　　申　出　人：佐世保市〇〇町〇〇〇〇号　〇〇〇〇
　　利　用　者：〇〇〇〇
　　土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番1　　田1筆　　6,256㎡
　　編入の目的：農地
　　編入の理由：現在は飼料作物を作付けしており、「中山間地域等直接支払交付金事業」に取り組みながら、農地として管理していくため編入したい。とのことです。

22ページをお開きください。

4番　　申　出　人：〇〇町〇〇〇〇番地　〇〇〇〇
　　利　用　者：株式会社 〇〇〇〇
　　土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番1　畑、外畑1筆
　　2筆合計1,645㎡
　　編入の目的：農地
　　編入の理由：現在はかんしょを作付けしており、「農地耕作条件改善事業」を活用し、かんしょ等の作付けを行い農地保全に努めたい。とのことです。

23ページをご覧ください。

5番　　申　出　人：〇〇町〇〇〇〇番地3　〇〇〇〇
　　利　用　者：株式会社 〇〇〇〇
　　土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番5　雑種地1筆　557㎡
　　編入の目的：農地
　　編入の理由：現在は通路や駐車場等にしている。「農地耕作条件改善事業」を活用し、かんしょ等の作付けを行い農地保全に努めたい。とのことです。

24ページをお開きください。

6番　　申　出　人：〇〇町〇〇〇〇番地1
　　〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇
　　利　用　者：株式会社 〇〇〇〇
　　土地の所在地：訂正をお願いします。〇〇の後に「字」という文字が入ります。
　　〇〇町〇〇〇〇番7　　原野1筆　659㎡
　　編入の目的：農地
　　編入の理由：現在は原野であり農地としては利用していない。「農地耕作条件改善事業」を活用し、かんしょ等の作付けを行い農地保全に努めたい。とのことです。

25ページをご覧ください。

7番　　申　出　人：〇〇町〇〇〇〇番地1　〇〇〇〇
　　利　用　者：〇〇〇〇

土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番１　田、外田４筆　５筆合計 9,163 ㎡
編入の目的：農地
編入の理由：現在は飼料作物を作付けしており、「中山間地域等直接支払交付金事業」に取り組みながら、農地として管理していくため編入したい。とのことです。

26 ページをお開きください。
8 番　　申　出　人：〇〇町〇〇〇〇番地２　〇〇〇〇
利　用　者：〇〇〇〇
土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番　田１筆　1,346 ㎡
編入の目的：農地
編入の理由：現在は食用米を作付けしており、「中山間地域等直接支払交付金事業」に取り組みながら、農地として管理していくため編入したい。とのことです。

27 ページをご覧ください。
9 番　　申出譲渡人：〇〇町〇〇〇〇番地６　〇〇〇〇
譲　受　人：〇〇町〇〇〇〇番地 120　㈱〇〇〇〇　代表取締役　〇〇〇〇
土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番 40　畑１筆　1,029 ㎡
除外の目的：太陽光発電設備建設用地
施設の概要：太陽光パネル設置
パネル枚数　324 枚
建設面積　　547.6 ㎡
パワーコンディショナ　９台
除外の理由：譲受人は現在、再生可能エネルギーによる発電事業、電力販売を主として営業している。しかし、太陽光発電設備建設用地として利用できる土地を保有していない。今後の会社の規模拡大のために、今回新たに太陽光発電所用地を購入し、売電していくために当該農地を転用したい。とのことです。

28 ページをお開きください。
10 番　　申出譲渡人：〇〇町〇〇〇〇番地　〇〇〇〇
譲　受　人：東京都板橋区〇〇〇〇〇〇〇〇番２号
㈱〇〇〇〇　代表取締役　〇〇〇〇
土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番　畑１筆　5,087 ㎡のうち 1,867 ㎡
除外の目的：太陽光発電設備建設用地
施設の概要：太陽光パネル設置
パネル枚数　324 枚
建設面積　　547.56 ㎡
パワーコンディショナ　９台
除外の理由：譲受人は現在、再生可能エネルギーによる発電事業、電力販売を主として営業している。しかし、太陽光発電設備建設用地として利用できる土地を保有していない。今後の会社の規模拡大のために、今回新たに太陽光発電所用地を購入し、売電していくために当該農地を転用したい。とのことです。

29ページをご覧ください。
11番　申出譲渡人：西彼杵郡長与町〇〇〇〇〇〇〇〇番地272　〇〇〇〇
譲　受　人：東京都品川区〇〇〇〇〇〇〇〇番6号 〇〇〇〇
㈱〇〇〇〇　代表取締役　〇〇〇〇
土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番　畑1筆　2,500㎡のうち1,669㎡
除外の目的：太陽光発電設備建設用地
施設の概要：太陽光パネル設置
パネル枚数　324枚
建設面積　547.56㎡
パワーコンディショナ　9台
除外の理由：譲受人は現在、再生可能エネルギーによる発電事業、電力販売を主として営業している。しかし、太陽光発電設備建設用地として利用できる土地を保有していない。今後の会社の規模拡大のために、今回新たに太陽光発電所用地を購入し、売電していくために当該農地を転用したい。とのことです。

30ページをお開きください。
12番　申出譲渡人：〇〇町〇〇〇〇番4　〇〇〇〇
譲　受　人：東京都品川区〇〇〇〇〇〇〇〇番6号 〇〇〇〇
㈱〇〇〇〇　代表取締役　〇〇〇〇
土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番2　畑　2,836㎡のうち1,556㎡
〇〇町〇〇〇〇番3　畑　5,486㎡のうち670㎡
2筆合計2,226㎡
除外の目的：太陽光発電設備建設用地
施設の概要：太陽光パネル設置
パネル枚数　324枚
建設面積　547.56㎡
パワーコンディショナ　9台
除外の理由：譲受人は現在、再生可能エネルギーによる発電事業、電力販売を主として営業している。しかし、太陽光発電設備建設用地として利用できる土地を保有していない。今後の会社の規模拡大のために、今回新たに太陽光発電所用地を購入し、売電していくために当該農地を転用したい。とのことです。

以上です。

〇議長
次に議案第54号に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑はそれぞれ、地区協議会会長報告のあとに行います。
それでは、議案第54号の1番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長（〇〇〇〇）
〇〇地区協議会の予備審議結果報告をいたします。
ただいま議題となりました、議案第54号　五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の

1 番について、当協議会は去る 11 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 54 号の 1 番
申　出　人：有限会社 〇〇〇〇　代表取締役　〇〇〇〇
土地の所在：〇〇町〇〇〇〇番イ　外 3 筆
編入の目的：農地

以上の農用地区域の編入のための当該計画変更は、「適当である」との意見にすべきものと決しました。
以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長
〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
ー質疑応答：なしー

〇議長
続きまして、議案第 54 号の 1 番から 3 番に対する〇〇地区協議会会長代理の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長代理（〇〇〇〇）
〇〇地区協議会の予備審議結果報告をいたします。
ただいま議題となりました、議案第 54 号　五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の 1 番から 3 番について、当協議会は去る 11 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 54 号の 1 番
申　出　人：有限会社 〇〇〇〇　代表取締役　〇〇〇〇
土地の所在：〇〇町〇〇〇〇番
編入の目的：農地

議案第 54 号の 2 番
申　出　人：〇〇〇〇
土地の所在：〇〇町〇〇〇〇番 2　外 3 筆
編入の目的：農地

議案第 54 号の 3 番
申　出　人：〇〇〇〇
土地の所在：〇〇町〇〇〇〇番 1
編入の目的：農地

以上の農用地区域の編入のための当該計画変更は、「適当である」との意見にすべきものと決しました。
以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長
　○○地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
　　－質疑応答：なし－

○議長
　続きまして、議案第54号の4番から6番及び9番から12番に対する○○地区協議会会長の報告を求めます。

□○○地区協議会会長（○○○○）
　○○地区協議会の予備審議結果報告をいたします。
　ただいま議題となりました、議案第54号　五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の4番から6番及び9番から12番について、当協議会は去る11月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

＜編入＞
議案第54号の4番
申　出　人：○○○○
土地の所在：○○町○○○○番1　外1筆
編入の目的：農地

議案第54号の5番
申　出　人：○○○○
土地の所在：○○町○○○○番5
編入の目的：農地

議案第54号の6番
申　出　人：○○○○　代表理事組合長　○○○○
土地の所在：○○町○○○○番7
編入の目的：農地

＜除外＞
議案第54号の9番
申　出　人：譲渡人　○○○○
　　譲受人　○○○○
土地の所在：○○町○○○○番40
除外の目的：太陽光発電設備建設用地

議案第54号の10番
申　出　人：譲渡人　○○○○
　　譲受人　株式会社 ○○○○　代表取締役　○○○○
土地の所在：○○町○○○○番の一部
除外の目的：太陽光発電設備建設用地

議案第54号の11番
申　出　人：譲渡人　○○○○

譲受人　株式会社 〇〇〇〇　代表取締役　〇〇〇〇
土地の所在：〇〇町〇〇〇〇番の一部
除外の目的：太陽光発電設備建設用地

議案第54号の12番
申　出　人：譲渡人　〇〇〇〇
譲受人　株式会社 〇〇〇〇　代表取締役　〇〇〇〇
土地の所在：〇〇町〇〇〇〇番2の一部　外1筆の一部
除外の目的：太陽光発電設備建設用地

以上の4番から6番の農用地区域の編入のための当該計画変更は、「適当である」との意見にすべきものと決しました。

また、9番から12番の除外については、農地法第5条の農地転用許可基準から判断して転用許可相当と認められるので、当該計画変更は、「やむを得ない」との意見にすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長
〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

〇〇〇委員
〇〇地区協議会にお聞きしたいのですが、農地が太陽光（発電設備建設用地）として、どんどん利用されて少なくなっていく状況に対して、何ら意見は出なかったんですか。

〇議長
今の〇〇委員の意見に対してお願いします。

〇〇〇委員
そういう意見も多々ありましたが、周りにも既に太陽光発電設備用地になっておりまして、そういう観点から、以前のものを許可した以上、近くのものを許可しないわけにはいかないという意見もあります。そういったことでやむを得ないと〇〇地区協議会は考えまして、このような結果といたしました。

〇議長
今の意見のように、以前、5,000 ㎡を分割して一部が太陽光になっています。今回、その隣の申請があり、前回許可したのにノーとは言えないということで承諾したということですよね。

〇〇〇委員
以前は、畑にするにしてはあまり作物が育たないから、太陽光にするという判断だと思っていたんですよ。隣がするからやるという理由ですか。

〇議長
そうではなくて、この畑の形状が第1種農地であれば全てノーと言えたと思うんですけど、たぶんここは第2種農地になっていると思うんですよ。

〇〇〇委員
　今の意見も当然だと思いますが、中にはB判定の農地もあって、やむを得ずこういう意見になったという経緯もあります。

〇〇〇委員
　私も現状を見に行ったことがあります。確かにB判定もありますよね。しかし、明らかに道路脇で一等地というところも結構あるんですよね。やはり、隣が許可されたから今回も許可しなければならないではなくて、いずれは線引きをする時代がくるんじゃないかと思います。常に委員は農地の保全を頭においてほしいですね。そうじゃないと、どんどん増えるばかりですから。

〇議長
　〇〇〇〇の畑自体が防風林に囲まれていますよね。それを県からも航空写真から非農地ではないかと言われましたが、あそこは第2種農地として見ています。第2種農地は転用ができるのでなかなか難しいかと思います。一応、〇〇地区協議会の委員さんにもこういう観点からも慎重に判断してもらいたいということでいかがでしょうか。

〇〇〇委員
　是非そう願います。慎重に判断してほしい。

〇〇〇委員
　最初も相当揉めて許可相当になったみたいで、1つの土地を分割して後先で申告しているような所ですから、許可せざる得ないんですよね。

〇議長
　今まで許可してきたので、今回だめですよということはできないと思うんですよね。地区協議会で許可されたことに対してはそれでいくしかないのかなと思います。

〇〇〇委員
　地区協議会が許可したからそうしなければならないというのは適格ではないと思います。それともうひとつ、B判定とか明らかに雑木が生えている所は致し方ないと思いますが、現に優良の土地でもなっているので、今後はより厳しく見てほしいということです。

〇〇〇委員
　〇〇〇〇だけが浮き上がっているようだけども、県の指針を作ってもらわないとどうしようもない。作るものがないから仕方がないと思う。各地区協議会もその指針に沿ってやっているので、中央に行ったときに県の指針をお願いしたほうがよいと思う。今回は〇〇地区がやり玉に挙がっているが、今後はほかの地区なるかもしれない。

□事務局長
　〇〇地区は特殊でですね。普通、農地があれば周りの防風林は農地のままで登記が残ります。〇〇地区は特殊で、防風林が山で分筆されて登記されています。通常ならば第1種農地になりますが、〇〇〇〇は山林で分断されているので第2種農地になってしまいます。そこだけはご理解願いたいと思います。

〇議長
　確かに県の方でも〇〇地区は特殊性があるという話があっています。
　先に進んでもいいですか。

〇全委員
　はい。

〇議長
　続きまして、議案第 54 号の 7 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長
　〇〇地区協議会の予備審議結果報告をいたします。
　ただいま議題となりました、議案第 54 号　五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の 7 番について、当協議会は去る 11 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

　議案第 54 号の 7 番
　申　出　人：〇〇〇〇
　土地の所在：〇〇町〇〇〇〇番 1 外 4 筆
　編入の目的：農地

　以上の農用地区域の編入のための当該計画変更は、「適当である」との意見にすべきものと決しました。
　以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長
　〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
　　－質疑応答：なし－

〇議長
　続きまして、議案第54号の8番に対する〇〇地区協議会長の報告を求めるところでありますが、本日、〇〇〇〇委員が欠席しておりますので、私の方から報告させていただきます。

□〇〇地区協議会会長代理（〇〇〇〇）
　〇〇地区協議会の予備審議結果報告をいたします。
　ただいま議題となりました、議案第 54 号　五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の 8 番について、当協議会は去る 11 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

　議案第 54 号の 8 番
　申　出　人：〇〇〇〇
　土地の所在：〇〇町〇〇〇〇番
　編入の目的：農地

以上の農用地区域の編入のための当該計画変更は、「適当である」との意見にすべきものと決しました。
以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長
〇〇地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

〇議長
質疑を終わり、採決は一括して行います。議案第54号の1番から8番に対する地区協議会会長報告は、編入のための計画変更については、適当であるとの意見であります。
また、議案第54号の9番から12番に対する〇〇地区協議会会長報告は、除外のための計画変更については、やむを得ないとの意見であります。
地区協議会会長報告のとおり、編入のための計画変更については「適当である」、除外のための計画変更については「やむを得ない」とすることにご異議ございませんか。
－「異議なし」という発言あり－

〇議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第54号の1番から8番までの8件、編入のための計画変更については「適当である」、議案第54号の9番から12番までの4件、除外のための計画変更については、「やむを得ない」との意見に決しました。

〇議長
次に、議案第 55 号　農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。31、32ページをご覧ください。
農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること』、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること』、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。以上です。

〇議長
それでは、議案第55号を審議いたします。なお、議案第55号の1番1については〇番〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－○番○○○○委員：退席－

○議長
事務局の説明を求めます。

□事務局
それでは、議案についてご説明いたします。33 ページをご覧ください。
1 番　　申請地　：畑 2 筆　4,630 ㎡
貸付人　：○○○○
借受人　：○○○○
2 筆のうち 1 筆が更新、1 筆が新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
議案第 55 号の 1 番 1 について質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

○議長
質疑を終わり、採決いたします。議案第 55 号の 1 番 1 を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
－「異議なし」という発言あり－

○議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第 55 号の 1 番は原案のとおり可決されました。○番○○○○委員の除斥を解き、出席を求めます。
－○番○○○○委員：出席－

○議長
続きまして、議案第 55 号の 2 番 1 から 31 番 1 までを審議します。事務局の説明を求めます。

□事務局
それでは、議案についてご説明いたします。33 ページをご覧ください。枝番が続いている場合は、借受人が同一な為、省略してご説明いたします。

2 番 1　申請地　：畑 4 筆　7,625 ㎡
貸付人　：○○○○
借受人　：株式会社 ○○○○　代表取締役　○○○○
2 番 2　申請地　：畑 6 筆　6,086 ㎡
貸付人　：○○○○
2 番 3　申請地　：畑 3 筆　8,522 ㎡
貸付人　：小原豊
2 番 4　申請地　：畑 9 筆　16,876 ㎡

貸付人　：〇〇〇〇
2番5　申請地　：畑1筆　2,181㎡
貸付人　：〇〇〇〇　外8名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです
2番6　申請地　：畑1筆　1,671㎡
貸付人　：〇〇〇〇
以上、2番1～2番6につきましては、すべて新規で、契約内容は、解除条件付賃貸借権となっております。
3番　申請地　：畑3筆　4,414㎡
貸付人　：株式会社 〇〇〇〇　代表取締役　〇〇〇〇
借受人　：有限会社 〇〇〇〇　代表取締役　〇〇〇〇
新規で、契約内容は、使用貸借権となっております。
4番　申請地　：畑1筆　1,988㎡
貸付人　：〇〇〇〇　外3名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです
借受人　：〇〇〇〇
新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。
5番　申請地　：田2筆　3,968㎡
貸付人　：〇〇〇〇
借受人　：〇〇〇〇
新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。
6番1　申請地　：畑1筆　1,695㎡
貸付人　：〇〇〇〇
借受人　：株式会社 〇〇〇〇　代表取締役　〇〇〇〇
6番2　申請地　：畑1筆　8,050㎡
貸付人　：〇〇〇〇
6番3　申請地　：畑3筆　5,450㎡
貸付人　：〇〇〇〇
6番4　申請地　：畑1筆　2,128㎡
貸付人　：〇〇〇〇
6番5　申請地　：畑1筆　1,645㎡
貸付人　：〇〇〇〇
6番6　申請地　：畑1筆　1,533㎡
貸付人　：〇〇〇〇
6番7　申請地　：畑6筆　5,128㎡
貸付人　：〇〇〇〇
6番8　申請地　：畑1筆　1,064㎡
貸付人　：〇〇〇〇
6番9　申請地　：畑1筆　513㎡
貸付人　：〇〇〇〇
6番10　申請地　：畑1筆　813㎡
貸付人　：〇〇〇〇
6番11　申請地　：畑2筆　3,501㎡
貸付人　：〇〇〇〇
以上、6番1～6番11につきましては、6番2～6番4、6番11が新規で、その

他が更新、契約内容は、すべて賃貸借権となっております。

7番1　申請地　：田2筆　2,202㎡
貸付人　：○○○○
借受人　：○○○○

7番2　申請地　：田1筆　1,064㎡
貸付人　：○○○○
以上、7番1、7番2につきましては、すべて更新で、契約内容は、7番1が賃貸借権、7番2が使用貸借権となっております。

8番　申請地　：畑4筆　11,551㎡
貸付人　：○○○○
借受人　：○○○○
更新で、契約内容は、賃貸借権となっております。

9番　申請地　：畑4筆　12,433㎡
貸付人　：○○○○
借受人　：○○○○
新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。

10番　申請地　：畑3筆　6,143㎡
貸付人　：○○○○　外1名
こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです
借受人　：○○○○
新規で、契約内容は、使用貸借権となっております。

11番　申請地　：畑3筆　5,416㎡
貸付人　：○○○○
借受人　：○○○○
新規で、契約内容は、使用貸借権となっております。

12番　申請地　：田3筆　3,403㎡
貸付人　：○○○○　外2名
こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです
借受人　：○○○○
新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。

13番1　申請地　：畑1筆　2,479㎡
貸付人　：○○○○
借受人　：○○○○

13番2　申請地　：畑1筆　5,994㎡
貸付人　：○○○○

13番3　申請地　：畑2筆　6,754㎡
貸付人　：○○○○
以上、13番1～13番3につきましては、すべて更新で、契約内容は、賃貸借権となっております。

14番　申請地　：田1筆、畑2筆　12,591㎡
貸付人　：○○○○
借受人　：○○○○
新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。

15番　申請地　：畑1筆　6,489㎡
貸付人　：○○○○　外1名

こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです
借受人　：〇〇〇〇
新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。
16番　申請地　：畑2筆　5,173㎡
貸付人　：〇〇〇〇
借受人　：〇〇〇〇
新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。
17番　申請地　：田1筆　785㎡
貸付人　：〇〇〇〇
借受人　：〇〇〇〇
新規で、契約内容は、使用貸借権となっております。
18番　申請地　：田8筆、畑2筆　11,898㎡
貸付人　：〇〇〇〇
借受人　：〇〇〇〇
更新で、契約内容は、使用貸借権となっております。
19番1　申請地　：田5筆　9,564㎡
貸付人　：〇〇〇〇
借受人　：〇〇〇〇
19番2　申請地　：田2筆　2,895㎡
貸付人　：〇〇〇〇
19番3　申請地　：田4筆　6,925㎡
貸付人　：〇〇〇〇
以上、19番1～19番3につきましては、すべて更新で、契約内容は、19番2が使用貸借権、その他が賃貸借権なっております。
20番　申請地　：田1筆　1,532㎡
貸付人　：〇〇〇〇
借受人　：〇〇〇〇
新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。
21番1　申請地　：田2筆　2,596㎡
貸付人　：〇〇〇〇
借受人　：有限会社　〇〇〇〇　代表取締役　〇〇〇〇
21番2　申請地　：田2筆　1,925㎡
貸付人　：〇〇〇〇
21番3　申請地　：田2筆　2,308㎡
貸付人　：〇〇〇〇
以上、21番1～21番3につきましては、21番1が新規、その他が更新で、契約内容は、すべて賃貸借権なっております。
22番　申請地　：田2筆　3,946㎡
貸付人　：〇〇〇〇
借受人　：〇〇〇〇
更新で、契約内容は、賃貸借権となっております。

続きまして、所有権移転を説明します。
23番1　申請地　：畑1筆　1,774㎡
譲渡人　：〇〇〇〇

譲受人　：〇〇〇〇
23番2　申請地　：畑1筆　1,695㎡
譲渡人　：〇〇〇〇
以上、23番1、23番2につきましては、契約内容は売買で、対価は2筆合計〇〇〇〇円となっております。
24番　申請地　：畑1筆　5,767㎡
譲渡人　：〇〇〇〇
譲受人　：〇〇〇〇
契約内容は売買で、対価は〇〇〇〇円となっております。
25番　申請地　：田3筆、畑10筆　16,653㎡
譲渡人　：〇〇〇〇
譲受人　：〇〇〇〇
契約内容は贈与となっております。
26番1　申請地　：田3筆　7,140㎡
譲渡人　：〇〇〇〇
譲受人　：〇〇〇〇
26番2　申請地　：畑2筆　5,902㎡
譲渡人　：〇〇〇〇
以上、26番1、26番2につきましては、契約内容は売買で、対価は5筆合計〇〇〇〇円となっております。
27番　申請地　：畑1筆　2,445㎡
譲渡人　：〇〇〇〇
譲受人　：〇〇〇〇
契約内容は売買で、対価は〇〇〇〇となっております。
28番　申請地　：畑1筆　778㎡
譲渡人　：〇〇〇〇（持分5/9）、〇〇〇〇（持分2/9）、〇〇〇〇（持分2/9）
譲受人　：〇〇〇〇
契約内容は売買で、対価は〇〇〇〇円となっております。
29番　申請地　：田3筆、畑11筆　25,844㎡
譲渡人　：〇〇〇〇
譲受人　：〇〇〇〇
契約内容は贈与となっております。
30番　申請地　：畑2筆　6,858㎡
譲渡人　：〇〇〇〇
譲受人　：〇〇〇〇
契約内容は贈与となっております。
31番　申請地　：田2筆　2,796㎡
譲渡人　：〇〇〇〇
譲受人　：〇〇〇〇
契約内容は売買で、対価は2筆合計〇〇〇〇円となっております。

以上、2番1～31番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

－質疑応答：なし－

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第55号　利用権設定の2番1から22番1、及び所有権移転の23番1から31番1は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」という発言あり－

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第55号　利用権設定の2番1外42件、所有権移転の23番1外10件については原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第56号　農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1番1　申請地　：畑2筆　5,288㎡
　　貸付人　：○○○○
　　借受人　：公益財団法人 長崎県農業振興公社　○○○○　○○○○
1番2　申請地　：畑3筆　4,118㎡
　　貸付人　：○○○○
1番3　申請地　：畑1筆　1,557㎡
　　貸付人　：○○○○
1番4　申請地　：畑6筆　9,646㎡
　　貸付人　：○○○○
1番5　申請地　：畑3筆　6,699㎡
　　貸付人　：○○○○
1番6　申請地　：畑2筆　　512㎡
　　貸付人　：○○○○
1番7　申請地　：畑3筆　2,019㎡
　　貸付人　：○○○○
1番8　申請地　：畑1筆　5,895㎡
　　貸付人　：○○○○
1番9　申請地　：畑1筆　3,709㎡
　　貸付人　：○○○○
1番10　申請地　：畑3筆　1,161㎡
　　貸付人　：○○○○
1番11　申請地　：畑3筆　1,916㎡
　　貸付人　：○○○○
1番12　申請地　：畑2筆　1,778㎡
　　貸付人　：○○○○
1番13　申請地　：畑1筆　2,452㎡
　　貸付人　：○○○○
1番14　申請地　：畑1筆　1,535㎡

貸付人　：〇〇〇〇
1番15　申請地　：畑1筆　1,662㎡
貸付人　：〇〇〇〇
1番16　申請地　：畑4筆　3,419㎡
貸付人　：〇〇〇〇
1番17　申請地　：畑1筆　8,689㎡
貸付人　：〇〇〇〇
1番18　申請地　：畑1筆　2,274㎡
貸付人　：〇〇〇〇
1番19　申請地　：畑4筆　6,380㎡
貸付人　：〇〇〇〇
1番20　申請地　：畑4筆　10,607㎡
貸付人　：〇〇〇〇
1番21　申請地　：畑3筆　6,345㎡
貸付人　：〇〇〇〇
1番22　申請地　：畑1筆　1,787㎡
貸付人　：〇〇〇〇
1番23　申請地　：畑1筆　2,581㎡
貸付人　：〇〇〇〇
1番24　申請地　：畑1筆　3,783㎡
貸付人　：〇〇〇〇
1番25　申請地　：畑1筆　1,288㎡
貸付人　：〇〇〇〇
1番26　申請地　：畑3筆　4,230㎡
貸付人　：〇〇〇〇
以上、1番1～1番26の契約内容は、1番1、1番2、1番7、1番11、1番12、1番15、1番16、1番20、1番24～1番26が使用貸借権、その他が賃貸借権となっております。

1番各号につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

〇議長
質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

〇議長
質疑を終わり、採決いたします。議案第56号、利用権設定の1番1から1番26は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
－「異議なし」という発言あり－

〇議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第56号の利用権設定1番1外25件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第57号　農地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。57ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。

さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第56号1番各号の利用権設定に係る配分計画と再配分であります。

議案についてご説明いたします。58ページをご覧ください。

1番1　申請地　：畑2筆　5,288㎡
　　借受人　：○○○○
1番2　申請地　：畑1筆　1,787㎡
1番3　申請地　：畑1筆　2,581㎡
　　以上、1番1～1番3の契約内容は、1番1が使用貸借権、その他が賃貸借権となっております。
2番1　申請地　：畑3筆　4,118㎡
　　借受人　：○○○○有限会社　代表取締役 ○○○○
2番2　申請地　：畑1筆　1,557㎡
2番3　申請地　：畑3筆　6,699㎡
2番4　申請地　：畑3筆　2,019㎡
2番5　申請地　：畑1筆　5,895㎡
2番6　申請地　：畑1筆　3,709㎡
2番7　申請地　：畑3筆　1,161㎡
2番8　申請地　：畑3筆　1,916㎡
2番9　申請地　：畑2筆　1,778㎡
2番10　申請地　：畑1筆　2,452㎡
2番11　申請地　：畑1筆　1,535㎡
2番12　申請地　：畑1筆　1,662㎡
2番13　申請地　：畑4筆　3,419㎡
2番14　申請地　：畑1筆　8,689㎡
2番15　申請地　：畑1筆　2,274㎡
　　以上、2番1～2番15の契約内容は、2番1、2番4、2番8、2番9、2番12、2番13が使用貸借権、その他が賃貸借権となっております。
3番　　申請地　：畑8筆　10,158㎡
　　借受人　：○○○○
　　契約内容は、賃貸借権となっております。

4番　　申請地　：畑4筆　10,607㎡
　　借受人　：〇〇〇〇
　　契約内容は、使用貸借権となっております。
5番1　申請地　：畑1筆　1,190㎡
　　借受人　：株式会社 〇〇〇〇　代表取締役 〇〇〇〇
5番2　申請地　：畑4筆　6,380㎡
5番3　申請地　：畑3筆　6,345㎡
5番4　申請地　：畑1筆　3,783㎡
　　以上、5番1～5番4の契約内容は、5番4が使用貸借権、その他が賃貸借権となっております。
6番1　申請地　：畑1筆　1,288㎡
　　借受人　：〇〇〇〇
6番2　申請地　：畑3筆　4,230㎡
　　以上、6番1、6番2の契約内容は、すべて使用貸借権となっております。

以上、1番1～6番2の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

〇議長
それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

〇議長
では、採決いたします。議案第57号の1番1から6番2については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。
－「異議なし」という発言あり－

〇議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第57号の1番1外25件は、適当であるとの意見に決しました。

〇議長
次に、議案第58号　保安林指定に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
68ページをお開き下さい。議案第58号　保安林指定に係る農業委員会の意見について、事務手続きについて、ご説明いたします。
1、保安林の指定は、その権限の有する農林水産大臣又は都道府県知事がその必要を認めれば指定することができる。
2、保安林は森林を対象として指定することとされております。
3、森林法第2条には、森林とは木竹が集団して育成している土地及び、その土地上にある立木竹及び立竹の集団的な生育に供される土地と規定されています。
4、地目が田畑であっても、その土地が現況において林叢状態を呈している等、森林として利用されている状態にあれば、森林法上の森林ということができるとなっており、保安

林に指定することは可能とされています。
5、現況が森林状態を呈している土地で地目が田畑となっているかどうかを参考にする外、あらかじめ農業委員会の意見を聞いて手続きを進めることが適当であるとなっております。
69ページをお開き下さい。今回、保安林指定に係る意見について令和2年10月30日付けで五島振興局長より、議案第58号の1番、〇〇町〇〇〇〇番、外15筆の農地について照会がありましたので、11月12日に〇〇地区協議会で現地確認を行っております。なお、所有者からの承諾書も添付されております。また、今回の保安林の種別は、「土砂流出防備保安林」となっております。以上です。

〇議長
それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

〇議長
質疑を終わり、採決いたします。議案第 58 号　保安林指定に係る農業委員会の意見につ
いては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
－「異議なし」という発言あり－

〇議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第 58 号　保安林指定に係る農業員委員会の意見については、原案のとおり可決されました。

〇議長
次に、議案第 59 号　農地利用状況調査に係る非農地の判断について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
議案第 59 号　農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。70 ページをご覧ください。
農業委員会は、毎年1回農地法第30条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第32条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第 4 (3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。71、72ページをご覧ください。
今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。
今回、非農地と判断されたものは、畑6筆で、面積は6,537㎡となっております。4月からの累計は、田18筆、畑58筆、樹園地2筆で合計面積は58,562㎡となっております。以上です。

〇議長
質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

〇議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 59 号　農地利用状況調査に係る非農地の判断に
ついては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」という発言あり－

〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 59 号　農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

〇議長

議題は以上で終了いたしました。次に報告・協議事項に入ります。

始めに、ながさき農業委員会１・１・１運動の各対策班の報告を行います。

□事務局　会議等報告・予定他について

1. ながさき農業委員会１・１・１運動の各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. 農地所有適格者法人要件確認について
4. 農地転用許可不要案件届出書について
5. その他

〇議長

以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和 2 年度第 9 回五島市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

＝午後　4 時　15 分　閉会＝